○農林水産省告示第七百二十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年五月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
備考
１・２　（略）
３　１の成分量並びに２の成分量及び値は、次のとおりとする。
第１章　（略）
第２章　アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法
１　（略）
２　配合飼料の非フィチン態りんの成分量
（略）
<table>
<tr><th>フィターゼの種類</th><th>算　出　方　法</th></tr>
<tr><td>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第２の８の(137)
フィターゼ（その１）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>同(137)
フィターゼ（その２の(1)）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>同(137)
フィターゼ（その２の(2)）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>同(137)
フィターゼ（その２の(3)）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>同(137)
フィターゼ（その２の(4)）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>同(137)
フィターゼ（その２の(5)）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>同(137)
フィターゼ（その２の(6)）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>同(137)
フィターゼ（その２の(7)）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>同(137)
フィターゼ（その２の(8)）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
３・４　（略）
</td><td>
備考
１・２　（略）
３　１の成分量並びに２の成分量及び値は、次のとおりとする。
第１章　（略）
第２章　アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法
１　（略）
２　配合飼料の非フィチン態りんの成分量
（略）
<table>
<tr><th>フィターゼの種類</th><th>算　出　方　法</th></tr>
<tr><td>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第２の８の(136)
フィターゼ（その１）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>同(136)
フィターゼ（その２の(1)）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>同(136)
フィターゼ（その２の(2)）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>同(136)
フィターゼ（その２の(3)）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>同(136)
フィターゼ（その２の(4)）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>同(136)
フィターゼ（その２の(5)）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>同(136)
フィターゼ（その２の(6)）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>同(136)
フィターゼ（その２の(7)）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>同(136)
フィターゼ（その２の(8)）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
３・４　（略）
</td></tr>
</table>